

複写禁止

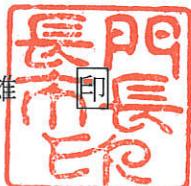


別記様式第5号（第9条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

長市生廃第87号  
平成30年（2018年）7月11日

長門市長 大西倉雄



平成30年7月9日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

氏名又は名称	株式会社 ヒラタ
住所又は所在地	宇部市大字上宇部2812番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役 平田 民子
取扱廃棄物の種類	ごみ ただし、道路等の維持管理に係る草木に限る。
営業の区域	長門市の区域
許可期間	平成30年7月15日から平成32年7月14日まで
許可条件 (遵守事項)	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定める事項を遵守するとともに、市係員の指示、指導に従うこと。 2 この許可条件に違反したときは、許可を取消すことがある。